

精米工場におけるカツオブシムシ類等の発生調査請負業務仕様書

1 目的

中華人民共和国（以下「中国」という。）への精米の輸出に当たっては、「中華人民共和国向け精米の輸出検疫実施要領」（平成20年6月20日付け20消安第3741号消費・安全局長通知。以下「輸出検疫実施要領」という。）により、指定精米工場における精米及び登録くん蒸倉庫におけるくん蒸が義務付けられており、これらの施設の指定及び登録に当たっては、一定期間トラップ調査(注1)を行い、カツオブシムシ類(注2)が発生していないことを確認する必要がある。このため、中国向け精米に係る指定を希望している精米工場について、農林水産省がトラップ調査に対する支援を実施する。

(注1)トラップ調査：精米工場及びくん蒸倉庫において、誘引剤を用いたトラップ(フェロモントラップ)を設置し、カツオブシムシ類が発生していないことを確認する調査。

(注2)カツオブシムシ類：ヒメアカカツオブシムシ、ヒメマダラカツオブシムシ及びカザリマダラカツオブシムシをいう。

2 契約期間

契約締結日から令和9年3月15日（月）までの期間

3 業務の概要

調査を実施するに当たって必要となる業務の概要は次のとおり。

(1) 業務の内容

請負者は、(2)に定める精米工場において、輸出検疫実施要領に基づき、カツオブシムシ類が発生していないことを確認するためのトラップ調査を実施する。また、2種の歩行性昆虫類（*Tribolium destructor*及びグラナリアコクゾウムシ。以下「歩行性昆虫類」という。）の捕獲の有無を併せて記録する。

(2) 調査の対象となる精米工場

別紙のとおり。

(3) 調査の方法及び調査期間

ア 調査を行うに当たっては、輸出検疫実施要領に基づき必要に応じて行われる、植物防疫官の助言及び指導に従うものとする。

イ 調査は、特段の理由がない限り、契約締結後7日以内に(2)の精米工場において開始するものとする。なお、新たにトラップを設置する精米工場においては、開始にあたり、トラップの設置状況について植物防疫官の確認を受けることとする。

ウ 調査は、カに規定する誘引剤を用いたフェロモントラップを、100平方メー

トル当たり1個以上の密度で精米工場に設置し、その後、原則として7日ごと及び調査期間最終日に、カツオブシムシ類及び歩行性昆虫類の捕獲状況を確認するものとする。

エ 調査に当たっては、あらかじめ対象となる精米工場との間で調査日程等の確認を行うものとする。

オ 調査は、令和9年3月6日（土）から3月12日（金）までの間に終了するものとする。

ただし、カツオブシムシ類及び歩行性昆虫類の発生が確認された場合にあっては当該事実が確認された日（当該事実確認の日が調査を開始した日（以下「調査開始日」という。）から起算して3か月を経過しない場合にあっては、調査開始日から3か月を経過した最初の日）、中国から中国向けに輸出される精米の精米工場としての指定を受けた場合にあっては指定を受けた当該月をもって、調査を終了するものとする。

カ 調査では、TRECE社のドーム型トラップ及び食物性カイロモン、カツオブシムシ用フェロモン「(Z:E)-14-Methyl-8-hexadecenal」（化学名）を使用することとし、フェロモンについては、4週間に一度交換することとする。

（4）調査結果の報告

請負者は、調査結果について、契約書に基づき以下の報告先に提出するものとする。

ア 農林水産省農産局農産政策部企画課戦略的輸出事業者対策班

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

電話：03-6744-7145

イ 別紙に掲げる精米工場のうち調査を実施した工場

（5）業務に関する記録の保存

請負者は、業務に関する記録を、契約終了後3年間保管する。

4 経費の支払

経費は、業務の終了後に支払う。

5 環境関係法令の遵守

受注者は、役務の提供に当たり、関連する環境関係法令を遵守するものとする。

（1）廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

（2）環境関係法令の遵守等

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

6 環境関係法令の遵守以外の事項

受注者は、役務の提供に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、

事業の最終報告時に、みどりチェック実施状況報告書（様式）に記載された環境負荷低減の各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、当該様式を提出すること。

7 その他

仕様書に記載のない事項等について疑義が生じた場合には、請負者は、発注者と協議の上で業務を遂行するものとする。

令和8年度の精米工場におけるカツオブシムシ類等の発生調査請負業務入札の対象工場

入札 番号	精米工場名	住所	調査対象 延べ床面積	トラップ設置箇所数	
					うち冬季の 調査箇所 数
1	株式会社全農ライフサポート山形 山形工場	山形県天童市長岡北4-7-18	3,921 m ²	60 箇所	51 箇所
2	全農パールライス株式会社東日本事業本部新潟支店 新潟精米工場	新潟県新潟市西区山田2310番地15	9,399 m ²	114 箇所	94 箇所
3	全農パールライス株式会社 福岡工場	福岡県筑後市山ノ井117-1	4,259 m ²	71 箇所	—
4	株式会社神明 九州工場 <small>※契約締結時、名称が変更される可能性があります。</small>	佐賀県鳥栖市藤木町字若桜6-8	8,156 m ²	112 箇所	—
5	幸南食糧株式会社	大阪府松原市三宅西5-751	4,151 m ²	58 箇所	—
6	但馬米穀株式会社	兵庫県豊岡市中陰318-3	931 m ²	19 箇所	—
7	株式会社JAライフ富山	富山県富山市金山新字辻下割385	6,774 m ²	101 箇所	—
8	阪神米穀株式会社 西宮浜精米工場	兵庫県西宮市西宮浜4-1-15	3,277 m ²	47 箇所	—

様式

みどりチェック実施状況報告書

事業名	トラップ調査支援事業
事業者名	
担当者・連絡先	

以下のア～カの取組について、実施状況を報告します。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・対象となる物品の輸送に当たり、燃料消費を少なくするよう検討する（もしくはそのような工夫を行っている配送業者と連携する）。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・対象となる物品の輸送に当たり、燃費効率の向上や温室効果ガスの過度な排出を防ぐ観点から、輸送車両の保守点検を適切に実施している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・農林水産物や加工食品を使用する場合には、農薬等を適正に使用して（農薬の使用基準等を遵守して）作られたものを調達することに努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・事務用品を使用する場合には、詰め替えや再利用可能なものを調達することに努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・その他（ ）		

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・事業実施時に消費する電気・ガス・ガソリン等のエネルギーについて、帳簿への記載や伝票の保存等により、使用量・使用料金の記録に努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・事業実施時に使用するオフィスや車両・機械等について、不要な照明の消灯やエンジン停止に努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・事業実施時に使用するオフィスや車両・機械等について、基準となる室温を決めたり、必要以上の冷暖房、保温を行わない等、適切な温度管理に努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・事業実施時に使用する車両・機械等が効果的に機能を発揮できるよう、定期的な点検や破損があった場合は補修等に努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・夏期のクールビズや冬期のウォームビズの実施に努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・その他（ ）	/	/

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）

ウ 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・臭気が発生する可能性がある機械・設備（食品残さの処理や堆肥製造等）を使用する場合、周辺環境に影響を与えないよう定期的に点検を行う。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・臭気や害虫発生の原因となる生ごみの削減や、適切な廃棄などに努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・食品保管を行う等の場合、清潔な環境を維持するため、定期的に清掃を行うことに努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・その他（ ）	/	/

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
<ul style="list-style-type: none"> ・「環境配慮のチェック・要件化（みどりチェック）チェックシート解説書－民間事業者・自治体等編－」にある記載内容を了知し、関係する事項について取り組むよう努める。 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> ・事業者として独自の環境方針やビジョンなどの策定している、もしくは、策定を検討する。 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> ・従業員等向けの環境や持続性確保に係る研修などを行っている、もしくは、実施を検討する。 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> ・作業現場における、作業安全のためのルールや手順などをマニュアル等に整理する。また、定期的な研修などを実施するように努めている。 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> ・資機材や作業機械・設備が異常な動作などを起こさないよう、定期的な点検や補修などに努めている。 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> ・作業現場における作業空間内の工具や資材の整理などを行い、安全に作業を行えるスペースを確保する。 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> ・労災保険等の補償措置を備えるよう努めている。 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> ・その他（ ） 	/	/

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）